**平成２８年（フ）第５７０号**
神戸市北区日の峰３丁目６番地の８、従前の住所神戸市北区柏尾台15番地の４
債務者　辻岡　伸哉
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　崔　　舜記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１０６号**
秋田県潟上市天王字上北野136番地33
債務者　石川　武志
1　決定年月日時　平成28年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西野　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第１９１号**
群馬県前橋市下大屋町269番地２
債務者　天笠　直樹
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　勇樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２８年（フ）第３３０２号**
大阪市浪速区桜川２丁目10番４－206号
債務者　近藤　　雅
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月31日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第５８３号**
堺市南区御池台４丁24番40号
債務者　鈴木　邦彦
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　宗成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第１８８号**
愛媛県松山市西野町甲316番地
債務者　熱田　　諭
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩崎由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第８９号**
愛知県豊橋市草間町字二本松55番地（105）
債務者　平八重　誠
1　決定年月日時　平成28年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立陽一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２８年（フ）第８４号**
愛知県みよし市三好町宮ノ越54番地　コーポ池下201号、前住所愛知県みよし市三好町上80番地１
債務者　木下　文雄
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加計　奈美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月８日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２８年（フ）第２１７号**
和歌山市木ノ本187番地、前住所和歌山市木ノ本417番地７
債務者　山久水産こと　山本　裕行
1　決定年月日時　平成28年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦　　弘文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２８年（フ）第９４号**
宮崎県宮崎市祇園４丁目85　あうん祇園201、住民票上の住所宮崎県日向市大字財光寺463番地８
債務者　甲斐　祥子
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川添　正浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２８年（フ）第９０号**
北海道中川郡池田町字西２条10丁目１番地の９
債務者　青木　友美
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸谷　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２８年（フ）第１５５７号**
神奈川県茅ヶ崎市円蔵2418番地２
債務者　久部　泰史
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第２２３号**
岐阜市栗野東５丁目170番地
債務者　川田建築こと　川田　誠治
1　決定年月日時　平成28年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月22日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
岐阜地方裁判所

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２８年（フ）第１６７号**
群馬県高崎市金古町234番地５
債務者　藤田　晴子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２８年（フ）第１６８号**
群馬県高崎市金古町234番地５
債務者　藤田　　光
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２８年（フ）第１６９号**
群馬県高崎市高砂町266番地２　サンハイツ高崎106号
債務者　藤田　智美
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２８年（フ）第２９３７号**
大阪市住吉区苅田９丁目13番３－1005号
債務者　砂岡　高広（旧姓飯塚）
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部